

千葉県あんしんケアセンター（地域包括支援センター）
運営委託法人二次募集公募要領

平成28年10月

千葉県保健福祉局地域包括ケア推進課

	ページ番号
目次	1
二次募集公募要領	
Ⅰ 目的	2
Ⅱ 委託業務及び契約の概要	2
Ⅲ 応募要件	2
Ⅳ 公募から開設までのスケジュール	4
Ⅴ 応募の手続き	5
Ⅵ 応募に必要な書類一覧	6
Ⅶ 選定方法	8
Ⅷ その他	10
説明資料	
千葉県あんしんケアセンターについて 【資料1】	11
募集を行う圏域 【資料2】	19
開設予定地について【資料3】	20
様式各種	
千葉県あんしんケアセンター(地域包括支援センター)運営委託法人の二次募集 参加申込書(様式1)	24
誓約書(様式2)	25
法人実績 その1(様式3-1)	26
法人実績 その2(様式3-2)	27
法人実績 その3(様式3-3)	28
包括三職種の職員に関する調書(様式4-1)	29
管理者経歴書(様式4-2)	30
包括三職種経歴書(様式4-3)	31
包括三職種の欠員及び資質向上に関する事項(様式4-4)	32
あんしんケアセンター開設予定地に関する調書(様式5-1)	33
事務所平面図(様式5-2)	34
駐車場図(様式5-3)	35
あんしんケアセンター運営に関する調書①(様式6-1)	36
あんしんケアセンター運営に関する調書②(様式6-2)	37
情報管理に関する調書(様式7)	38
リスク管理に関する調書(様式8)	39
質問票(様式9)	40

I 目的

地域包括支援センター（以下、「あんしんケアセンター」という。）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関です。

保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関としてあんしんケアセンターを市内24か所に設置しておりますが、平成29年度4月より増設し、28圏域に30か所（出張所2か所を含む）を設置することとし、増設に向けた受託法人の選定手続きを進めているところです。

一次募集の結果、候補者として選定された法人がない圏域（中央―5、花見川―4）がありましたので、二次募集を行います。

II 委託業務及び契約の概要

1 委託内容及び運営に係る要件等

千葉県あんしんケアセンターについて【資料1】11～18ページのとおり

2 契約の概要

(1) 契約締結日 平成29年2月1日

平成29年2月1日～平成29年3月31日については、開設準備・ケース引継・研修等を行う期間として2カ月間の契約を締結します。

(2) 千葉県あんしんケアセンター開所日 平成29年4月1日

(3) 契約方法 公募で選定された受託候補者との随意契約

(4) 運用期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日まで（予定）

契約は単年度ごとに締結するものとします。

受託者が委託契約に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

(5) 委託料

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに受託者からの請求により支払います。

支払方法は四半期毎の前金払い（予定）

契約金額の算定方法等については、千葉県あんしんケアセンターについて【資料1】11～18ページをご参照ください。

III 応募要件

1 応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たし、法人格を有する者

(1) 公募に際して平成28年5月19日（木）及び5月20日（金）に開催をいたしました公募説明会に参加していること。

(2) 次のいずれかに該当すること

- ①介護保険法に基づく事業所指定を受け、平成28年3月31日現在、市内3年以上事業所を運営していること
- ②千葉県あんしんケアセンター（地域包括支援センター）を運営していること
- ③介護支援専門員で構成される職能団体であること

- ④社会福祉士で構成される職能団体であること
 - ⑤保健師・看護師で構成される職能団体であること
 - ⑥生活支援コーディネーター設置業務を受託した実績がある法人であること
 - ⑦公益財団法人であり、高齢者の福祉増進、健康づくりに資する活動を行っていること
- (3) 法人またはその役員等が応募時に次のいずれにも該当しないこと
- ①禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日交布）第2条に規定に該当する者
 - ③地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に参加できない者）
 - ⑤国税、県税または市税を滞納している者
 - ⑥会社法に基づく会社整理の申し立てまたは通告がなされた者及びその開始命令がされている者
 - ⑦民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ⑧会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ⑨破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ⑩介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

2 応募申請の抹消

応募した法人が、提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申請を抹消し、選定審査対象から除外することとします。

- (1) 千葉県あんしんケアセンター運営委託法人公募要領に違反した場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者またはその関係者が直接または間接に市職員等と接触を持った場合
- (3) その他、以下に掲げる行為があった場合
 - ①提出書類に虚偽があったとき
 - ②その他不正な行為があるとき

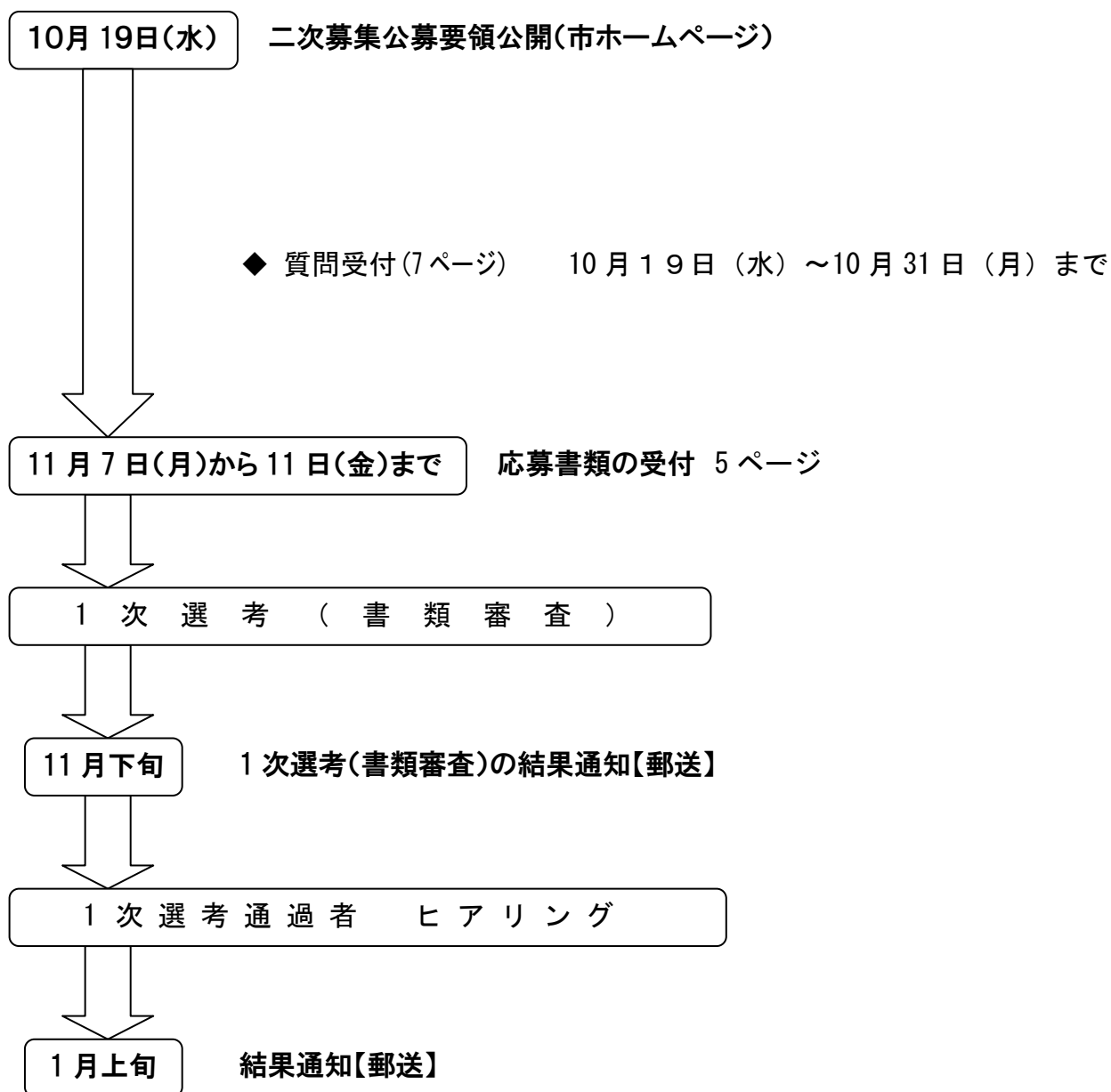
3 委託の要件

受託の際には、次の各号に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- ①包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立に実施すること
- ②受託する圏域内に「あんしんケアセンター」を設置すること
- ③指定介護予防支援事業所の指定を受けること

IV 二次募集から開設までのスケジュール

(1) 二次募集のスケジュール



(2) 開設までのスケジュール(受託候補者の決定後スケジュール)

29年2月1日から3月31日まで 開所前準備として契約
*開設準備・ケース引継・研修等

29年4月1日 センター開所

V 応募の手続き

(1) 応募方法

応募圏域を決め、必要な書類（Ⅶ応募に必要な書類一覧（表1）、6ページ）を応募圏域毎に提出してください。

ア 募集を行う圏域は「募集を行う圏域 【資料2】（19ページ）」のとおり

イ 1法人が応募できる圏域数

今回の二次募集にあつては1法人あたり2圏域までとする(ただし、先の公募において受託候補者となっている法人については、すでに受託予定の圏域を含む同一区内では2圏域まで、市内全域では3圏域までとする。)

(例)先の公募について、中央区内2圏域において受託候補者として選定。さらに今回の二次募集の際に中央区内で1圏域申し込む。→今回の二次募集申込は不可。

(2) 受付期間 平成28年11月7日(月)午前9時から11日(金)午後5時まで

(3) 応募書類の提出方法

ア 地域包括ケア推進課に電話にて提出日時を約束の上、応募に必要な書類（6ページ）を**直接持参**してください。郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けません。

【提出先】〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所保健福祉局地域包括ケア推進課(千葉市役所本庁舎1階)

電話 043-245-5168

イ 電子データで提出する書類の提出先

「応募に必要な書類（表1）、6ページ」に記載の書類のうち、右端の「データ」に○がある項目については、紙ベースで提出した上で、電子データの提出もお願いします。

【提出先 E-mail】 hokatsucare.HW@city.chiba.lg.jp

(4) 応募書類の提出部数 正本1部、副本3部をご提出ください

[作成の留意点]

- ①A4版縦型フラットファイルに左閉じとし、表紙に「千葉市あんしんケアセンター二次募集申込」「法人名」「圏域名」を記載してください。
- ②綴り方については「応募に必要な書類一覧（表1）、6ページ」の順番どおりとします。
- ③「応募に必要な書類一覧（表1）、6ページ」にある「1」から「23」までのNoを記載したインデックスを、対応するページに付けてください。
- ④1法人で2つ以上の圏域に申し込む場合には、それぞれについて圏域毎に必要な部数の提出をしてください。

(5) 応募にあたっての留意事項

ア 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

イ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

VI 応募に必要な書類一覧

1 応募に必要な書類一覧

※NO 1、2、12、22、23については、先の公募と様式
が変更されております。ご確認の上、提出をお願いします。

No	書類名	様式	備考	データ
1	千葉県あんしんケアセンター運営委託法人二次募集参加申込書	様式1		
2	誓約書	様式2		
3	定款		要原本証明	
4	法人登記簿抄本		直近3カ月以内のもの	
5	印鑑証明		直近3カ月以内のもの	
6	法人実績（その1）	様式3-1		○
7	法人実績（その2）	様式3-2		○
8	法人実績（その3）	様式3-3		○
9	法人概要 （法人名、理事長名、法人設立年月日、職員数、施設及び事業所の名称が記載されているもの）		現在運営している施設又は事業に関する資料パンフレット可	
10	包括三職種の職員に関する調書	様式4-1		
11	管理者経歴書	様式4-2		
12	包括三職種経歴書	様式4-3	配置職員が決まっている場合に提出	
13	包括三職種の欠員及び資質向上に関する事項 包括三職種の確保策及び資質向上に関する調書	様式4-4		○
14	法人の有する事業所における包括三職種の配置状況	様式自由	様式4-1参照	
15	あんしんケアセンター開設予定地に関する調書	様式5-1		
16	事務所平面図	様式5-2		
17	駐車場図	様式5-3		
18	あんしんケアセンター運営に関する調書①（センター運営理念・応募動機）	様式6-1		○
19	あんしんケアセンター運営に関する調書②（事業の実施方針）	様式6-2		○
20	収支決算書	様式自由	直近3年分	
21	貸借対照表	様式自由	直近3年分	
22	情報管理に関する調書	様式7		○
23	リスク管理に関する調書	様式8		○

2 二次募集公募要領に関する質問及び回答方法

(1) 質問方法

- * 市地域包括ケア推進課へのメールにより受付します。「質問票（様式9、40ページ）」に記載して提出してください。
- * 二次募集の公募に関する必要項目についてのみ質問を受付します。
- * 件名は、『千葉県あんしんケアセンター二次募集に関する質問』としてください。

地域包括ケア推進課 電 話 043-245-5168 E-mail hokatsucare.HW@city.chiba.lg.jp
--

(2) 質問の受付期間 平成28年10月19日(水)午後1時から10月31日(月)午後5時まで

(3) 回答方法 回答は、随時ホームページ上において公表します。

地域包括ケア推進課ホームページ city.chiba.jp/hw/hokatsucare/

Ⅶ 選定方法

1 選定方法

「1次選考（書類審査）」と「ヒアリング」を行います。

1次選考（書類審査）の結果、各圏域上位2位までの法人に対し、ヒアリングを実施します。
なお、選定は、あくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではありません。

2 審査項目等

ア 1次審査（書類審査）では、提出された書類に基づき、次に示す観点で審査を行います。

大項目	中項目	審査の視点
1 法人実績 【40点】	地域包括支援センター業務の 受託実績及び類似業務の受託 実績	◇千葉市あんしんケアセンターの運営 に関する実績があるか
		◇あんしんケアセンターの業務と類似 した事業の実績があるか
	運用の安定性	◇法人の収支決算は健全か
		◇職員の離職率は雇用動向調査と比較 し健全か
2 職員 【30点】	配置の実現性	◇包括3職種の配置について、実現性が あるか
	管理者の経験	◇センターの管理者（予定）は、地域包 括支援センター業務について熟知し ている者か
3 立地・設備 【35点】	利便性・わかりやすさ	◇地域住民にとって利便性がよい場所 か ・公共交通機関で来所しやすいか ・人口密集地区や商業施設密集地な ど、集客が見込める場所か（評価対 象地域については「開設予定地につ いて【資料3】」を参照） ・道路は利用しやすいか
		◇地域住民が公共の事業所として認識 しやすいよう施設内等わかりにくい 場所でないか
	事務所設備	◇相談実施に適した環境としているか
		◇会議・打ち合せの実施に適した環境と しているか
外部設備	◇駐車場は利用に適しているか	
4 業務管理 【15点】	日曜日・休日・時間外等の対応	◇日曜日、休日、時間外等において、昼 夜を問わず24時間、緊急を要する相 談を受付し必要な対応がとれる体制 を整えているか

	個人情報の保護	◇個人情報保護についての管理体制は適切であるか。
	苦情対応と業務への反映	◇苦情対応に関するマニュアルの整備及び職員への教育がなされているか。

イ ヒアリングでは、次に示す観点で聞き取りを行います。

その後、書類及びヒアリングの結果を総合的に勘案した上で候補者を特定します。

なお、ヒアリングの出席者は1法人3人以内とし、コンサルタント等、法人の職員ではない者の参加は認めません。ヒアリングに関する詳細は、後日通知します。

	評価の視点
センター運営の理念 【30点】	応募の動機、また地域包括ケアシステムの中核機関として機能を果たしていくための運営の視点があるか。
	委託業務の性質上、運営における公正・中立性の確保のための視点があるか。
	応募圏域の地域課題を把握し、課題解決へ向けた取組み意欲があるか。
業務の方針 【30点】	個別支援：アセスメントから個別援助の評価まで、きめ細かな支援を適切に行うための工夫があるか。
	権利擁護（高齢者虐待、成年後見、消費者被害）：市民や各種関係機関に広く周知し理解を得るための工夫はあるか。必要時にニーズに即したサービスに適切につなぐことができるか。
	地域のケアマネジャーへの支援：地域のケアマネジャーの資質向上に向け、効果的かつ具体的な支援を行うための工夫があるか。
	介護予防：介護予防について必要な状況を広く周知できるか。住民による自主的な介護予防に向けた取組みが地域で促進されるよう「地域づくり」の視点を取り入れているか。
	法人グループ外の関係機関（診療所や訪問看護ステーション等の医療関係機関、ケアマネジャーやサービス事業所等の福祉関係機関、民生委員や町内自治会、社協地区部会等の町内活動団体）とのネットワーク構築：関係機関とのネットワーク構築を視野に入れているか。ネットワーク構築方法に現実性があるか。
	事業評価：適切に事業評価を行い、その後の取組みに反映させる体制であるか。
人材確保及び資質向上 【40点】	あんしんケアセンターの職員として適した人材配置ができるか。
	保健師等（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員に欠員が生じた場合の職員確保策は実行性があるか。
	保健師等（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の資質向上を図るために、効果的な取組みがされているか。

管理体制 【10点】	個人情報保護に係る管理体制は適切であるか。
全体的な印象 【10点】	ヒアリング出席者の印象及び回答内容、法人の実績等、感性的な評価を行う。

Ⅷ その他

受託候補者の決定後に、提出書類の内容と実態が異なる場合は、決定を取り消すことがあります。また、過去5年において、苦情、不正経理、虐待等、重大な指摘があった場合は、決定を取り消すことがあります。

この場合において、千葉市は費用弁償等については一切応じません。

この要領に定めのない事項については、別途千葉市の指示によるものとします。